

無効審判における請求人適格に関する運用（案）に対する意見

氏名	一般社団法人電子情報技術産業協会
御意見	<p>【該当箇所】：2ページ</p> <p>なお、上記類型(1)～(7)に該当するような場合であっても、当該特許権等について紛争の和解が成立した者については、利害関係を有するとは認められない。</p> <p>【意見内容】：</p> <p>「なお、・・・、当該特許権等について紛争の和解が成立した者については、利害関係を有するとは認められない。」の記載は削除を希望する。仮に、削除しない場合には、専用実施権者・通常実施権者のケースを含め、少なくとも個々の事案について和解の確定効が及ぶ範囲を特定したうえで、利害関係の有無を判断する旨を明記して頂きたい。</p> <p>【理由】：</p> <p>ライセンス取得契約において、特許満了前に契約が切れる形で契約を結び、紛争解決する場合がある。この規定をもって、ライセンス契約期間中や契約期間後に、ライセンス取得特許に対して審判請求ができないというのは、実施権者に極めて不利な運用である。該運用は、各当事者の契約内で取決めれば足りることであり、不要である。</p> <p>同様に、請求人と被請求人との間で当該特許権等について紛争の和解が成立し、請求人に対して実施権が許諾された場合であっても、その実施許諾に係る製品や許諾期間その他が限定されることが多く、和解の確定効が及ばない範囲で当該特許権等について新たな紛争が生じたり、交渉が継続する状況があり得る。</p> <p>さらに、侵害の警告を受け、特許権について通常実施権の許諾を受けた場合において、許諾条件について潜在的に不満があるケースがある。こういった場合に、後日、有力な無効資料を発見した時は、契約条件の変更等を図るため、場合によっては無効審判が必要な場合もある。運用案では、無効審判の請求ができないとも読める。</p>

【該当箇所】：2ページ
(3) 当該特許権に係る製品・方法と同種の製品・方法の製造・販売・使用等の事業を行っている者
【意見内容】：

利害関係人の類型「(3) 当該特許権に係る製品・方法と同種の製品・方法の製造・販売・使用等の事業を行っている者」の“同種”の解釈は、広い解釈で運用すべきである。

【理由】：

運用面で使用頻度が高いと思われる類型（3）において、“同種”の解釈を狭く運用すると、事業者の無効審判の機会が失われ、また、無効審判の利害関係人について不必要に争いが生じるおそれがあり、審判請求の経済的な観点でも好ましくない。

— 以 上 —